

一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟 定款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟（以下、「当法人」という）と称し、国際間における名称は「ALL KANSAI WOMEN'S INTERCOLLEGIATE BASKETBALL ASSOCIATION（略称：KWIBA）」とする。

第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を、大阪市北区西天満三丁目5番1号 和田伊ビル3階 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

当法人は、学生の本分を守りながら、関西地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の2府4県をいう）に所在する大学及び短期大学の、女子学生バスケットボールの競技力向上と健全な発展、及び加盟校会員相互の心身の陶冶と親睦を図り、女子学生バスケットボールの進歩普及を目的とする。

第4条（事業）

当法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バスケットボール競技会の企画、運営、開催
- (2) 国際又は国内競技会に参加する関西地区のチーム編成及び選手派遣
- (3) バスケットボールの普及・振興
- (4) 指導者及び審判員の育成等のための講習会、研修会等
- (5) バスケットボールに関する情報提供サービス等
- (6) バスケットボールに関連する商品化と、その企画・制作・販売等
- (7) 当法人に関する知的財産権などの諸権利の管理等
- (8) 社会連携、地域連携
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 正会員及び社員等

第5条（法人の構成員）

当法人の構成員は次の通りとする。

(1)正会員

理事会において加盟が認められた、当法人に加盟する大学（関西地区に所在する大学及び短期大学、以下「加盟大学」という）の女子バスケットボール部（バスケットボール部女子部などを含む、以下、「チーム」という）に所属する者（スタッフ等を含む）。

(2)代議員

本定款の規定に基づき、チームに所属する正会員のうちから選出された者を代議員とする。この代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第6条（上部団体）

当法人は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟（以下、「JUBF」という）を構成する組織団体であり、JUBFと緊密な関係を保ち、JUBFの隆盛に寄与しなければならない。

第7条（加盟及び入会）

当法人に加盟を希望するチームは、当法人指定の申請書に当該年度のスタッフ及び選手名簿を添えて、当法人に提出しなければならない。

2 前項の加盟申請をしたチームは、当法人の審査を経た後、理事会の承認を得た上で、当該年度の所定の費用を当法人に納めなければならない。

3 前2項の手続きを経たスタッフ及び選手を、第5条に規定する当法人の正会員とする。なお、各競技会に出場できる選手資格は、別途各競技会競技規則等によってこれを定める。

第8条（JBAへの登録）

当法人に加盟するチーム及びチームに所属する選手は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）に加盟料を添えて登録の手続きを行わなければならない。

第9条（当法人への加盟及び加盟解消）

加盟するチームは、毎年度、当法人指定の様式に必要事項を記入したうえで、細則に定める運営協力費を添えて加盟の届け出をおこなわなければならない。

2 当該年度の加盟解消を希望するチームは、当法人指定の様式に必要事項を記入した

うえで、届け出を行わなければならない。

3 前項の加盟解消手続きの期間は、当該年度における当法人主催の競技会の前の所定の日までとする。

4 前 3 項に定める当法人の加盟及び加盟解消の手続きは、別途細則をもってこれを定める。

第 10 条（代議員の選出）

各チームは、正会員のうちから、各チーム部長の承認を得て、当法人の代議員 1 名を選出する。

2 当法人の正会員は、前項の選出における選出権及び被選出権を有する。

3 代議員の選出は、各チームにおいて、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

4 代議員の選出を行うための手続きは、別途細則をもってこれを定める。

第 11 条（代議員の任期）

代議員の任期は、選出後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員として選出された代議員の任期は、前任者又は他の代議員の任期の満了するときまでとする。

第 12 条（正会員の権利及び義務）

正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、細則において定める会費を支払う義務を負う。本条の会費は、一般社団・財団法人法第 27 条に規定する経費とする。

2 正会員は、一般社団・財団法人法で規定する各種情報開示請求権を、代議員と同様に当法人に対して行使することができるものとする。

第 13 条（脱退・退会）

加盟チームは、当法人指定の様式に必要事項を記入し、届け出を行うことにより、任意に脱退することができる。

2 正会員は、当法人指定の様式に必要事項を記入し、届け出を行うことにより、任意に退会することができる。

第 14 条（加盟抹消・除名）

加盟チームが次のいずれかに該当する行為に至ったときは、社員総会の決議によって加盟を抹消することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉と品位を著しく傷つけたとき
- (3) 当法人の目的とその事業を著しく妨げる行為があったとき
- (4) 当法人の加盟チームとしての義務に違反したとき
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 当法人の正会員が前項に該当する行為に至ったときは、社員総会の議決によって除名することができる。

3 当法人は、加盟チーム又は正会員が、第1項に定める事由に該当した場合において、加盟抹消又は除名の決議に至らない場合にあっても、理事会において審議のうえ、次の処分を行うことができる。

- (1) 当法人主催の競技会への出場停止
- (2) 嚴重注意と当法人への始末書又は理由書の提出
- (3) その他、理事会において相当と認めた処分

4 前項の処分に関する詳細は、別途細則をもってこれを定める。

第15条（正会員資格の喪失）

次の場合、正会員資格を喪失する。

- (1) 第9条、第13条、第14条の規定により、正会員でなくなったとき。
- (2) 正会員が死亡したとき。

2 正会員資格を喪失しても、未履行の義務を免れることはできない。既納の会費等は、これを返納しない。

第4章 社員総会

第16条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第17条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任・解任
- (3) 理事及び監事の報酬
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 会員の除名、チームの加盟抹消

- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 当法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

第 18 条（開催）

社員総会は、定時社員総会として、年 1 回毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

第 19 条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 社員総会の招集は、少なくとも会日の 1 週間前までに、日時、場所及び議題について、記載した書面をもって行う。

第 20 条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれを行う。会長に事故等があるときは、副会長のうち 1 名が議長となる。

第 21 条（議決権）

社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 票とする。

第 22 条（決議）

社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) チームの加盟抹消及び正会員の除名
- (4) 解散

3 理事又は監事を選任する議案を決議するときは、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

第 23 条（議事録）

社員総会の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第24条（役員配置）

当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 前項の会長をもって 一般社団・財団法人法の代表理事とする。
 - 4 理事のうち、第26条第3項の副会長、専務理事、常任理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第25条（役員資格）

理事及び監事は、当法人の代議員の中から選任する。ただし、必要があるときは、代議員以外の者から選任することを妨げない。

第26条（役員選任）

理事及び監事は、社員総会決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議によって、副会長として若干名、専務理事として1名、常任理事として10名以内を、それぞれ理事の中から選定することができる。
- 4 特定の理事又は監事とその親族、その他特別な関係にある者の合計数は、理事在籍数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事及び監事は相互に兼任することはできない。他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第27条（理事の職務及び権限）

理事は理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその任務を代行する。

第28条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第 29 条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の満了するときまでとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

第 30 条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第 31 条（報酬）

理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、社員総会において別途決議がある場合は、当該社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。その際は、民間事業役員報酬等及び従業員の給与、当法人の経理の状況その他の事情を考慮して、社会通念上許容される範囲内でなければならない。

第 32 条（役員等の法人に対する責任の免除）

当法人は、一般社団・財団法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって同法第 111 条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 6 章 理事会

第 33 条（構成）

当法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 34 条（権限）

理事会は次の職務を担う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 各種規程及び細則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 前各号に定める事項のほか、当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長その他の役付理事の選定及び解職

第 35 条（招集）

理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は会長がこれを行う。

第 36 条（決議）

理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第 37 条（議事録）

理事会の議事は、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 財務及び会計

第 38 条（財務）

当法人は、次の各号に定める収入をもって構成し、運営経費に充てる。

- (1) 大会参加費（加盟チームが各競技会への参加費として支払う費用）
- (2) 特別分担金（加盟チームが上記の大会参加費以外に支払う費用）
- (3) 正会員が支払う会費および加盟チームが負担する運営協力費
- (4) 寄付金およびその他収入

- 2 前項に定める各種費用及び金額等については、別途細則をもってこれを定める。

第 39 条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 40 条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会において決議し、社員総会で報告しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立日まで、前年度の予算に準じ、収入を得、また支出することができる。

3 前項の収入支出計画は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第41条（事業報告及び収支決算）

当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第1号から第3号までの書類については、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告及びその付属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿
- (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類

2 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第42条（剰余金の分配の禁止）

当法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第43条（特別な利益の供与禁止）

当法人は、当法人の正会員、役員、使用人又はこれら親族等に対し、特別な利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別な利益を与えることができない。ただし、公益社団法人もしくは公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のため寄付その他の特別な利益を与える場合を除く。

第8章 専門部及び委員会

第44条（専門部）

当法人は、業務の遂行に際して次に示す専門部を設ける。

- (1) 総務部
- (2) 広報渉外部
- (3) 財務部
- (4) 競技部
- (5) 強化部
- (6) 審判部

2 前項の各部の事業範囲は、別途細則をもってこれを定める。

3 専務理事は、理事の中から第 1 項に規定する各専門部の部長及び副部長並びに担当者を選任する。

第 45 条（学生委員会）

当法人は、学生委員長、学生副委員長、学生委員（以下、「学連員」という）をもって構成される学生委員会を置くものとする。

2 各加盟チームは、その大学に所属する当法人の正会員のなかから、前項の学連員を選出のうえ派遣するものとする。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 学生委員会は第 44 条に規定する各専門部に所属し、その決定に従い、実務の執行を行う。

4 学生委員長は各部の実務を把握し、実務が円滑に遂行できるよう総括する。

第 9 章 定款の変更及び解散

第 46 条（定款の変更）

本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第 47 条（解散）

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 定款で定めた解散事由の発生
- (2) 社員総会の決議
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令の定める事由

第 48 条（残余財産の帰属）

当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益財団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方自治体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

第49条（公告の方法）

この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告のアドレスは <https://kwiba.net> である。

附則

第50条（遵守事項）

当法人は、JBA 及び JUBF の定款の趣旨、基本規程及びこれに付随する諸規程並びに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）及び FIBA ASIA の諸規定並びにスポーツ仲裁機構（以下、「CAS」という）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、JBA、JUBF、FIBA、FIBA ASIA、CAS 及び JSAA の指示、指令、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

第51条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、令和6年3月31日までとする。

第52条（本定款に定めのない事項の取り扱い）

本定款に定めのない事項は、一般社団・財団法人法、その他の法令に従う。

第53条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	野老 稔
住所	(省略)

設立時社員	荒木 初廣
住所	(省略)

設立時社員 坂井 和明
住所 (省略)

設立時社員 西川 幸穂
住所 (省略)

設立時社員 古本 ルミ
住所 (省略)

以上、一般社団法人全関西大学女子バスケットボール連盟設立のため、設立時社員野老稔ほか4名の定款作成代理人である司法書士上浦和仁は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年2月14日

設立時社員 野老 稔
設立時社員 荒木 初廣
設立時社員 坂井 和明
設立時社員 西川 幸穂
設立時社員 古本 ルミ

上記5名の定款作成代理人

(住所省略)

司法書士 上浦 和仁